

第2章 水防組織

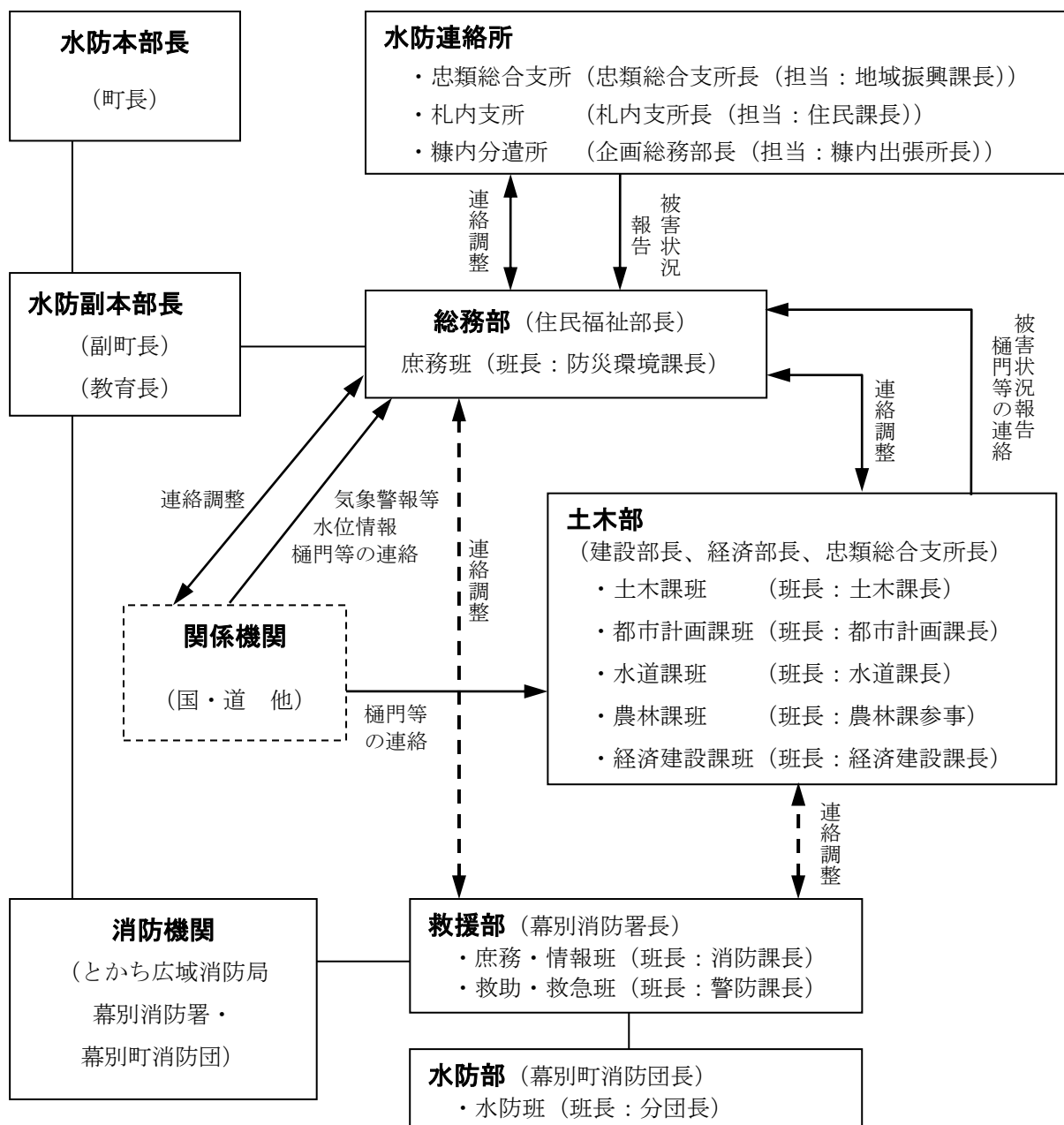
第1節 町の組織

1 組織

水防管理者は、町内で水害による局地的な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、水防警報の通知を受け必要があると認めたととき、又は津波被害のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまで、町は幕別町役場に水防本部を設置し、次の組織により事務を処理するものとし、水防事務は庶務班（防災環境課）で行うものとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

《水防本部の組織》



2. 水防本部の事務分掌

<総務部>

班 別	所 掌 事 務
庶務班 (防災環境課)	1 水防事務の総括に関する事 2 水防本部の配備体制及び各部の連絡調整に関する事 3 水害の記録の取りまとめ及び報告に関する事 4 防災機関・住民組織との連絡調整及び要請に関する事 5 災害状況の公表に関する事 6 報道機関との連絡に関する事 7 気象等特別警報・警報及び情報等の収集、伝達に関する事 8 雨量・水位及びダム放流通知等の受理、伝達に関する事 9 その他各部に属さない防災庶務に関する事

<土木部>

班 別	所 掌 事 務
土木課班	1 道路、橋梁、河川等の監視、警戒に関する事 2 水防施設及び危険区域等の巡視、警戒に関する事 3 通行不能箇所等の調査及び交通規制の処置に関する事
都市計画課班	4 浸水防止対策に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 応急対策資材の確保に関する事
水道課班	7 水害地の応急措置に関する事 8 上下水道施設の保全及び応急措置に関する事 9 被害状況・危険箇所等の調査に関する事
農林課班	10 水防資器材の確保及び輸送に関する事 11 水防協力機関及び団体との連絡調整に関する事 12 水防班の支援に関する事
経済建設課班	13 水防連絡所の水防作業の協力に関する事 14 土地改良施設（農業ダム、排水機場）の巡視・警戒に関する事

<水防連絡所>

班 別	所 掌 事 務
忠類総合支所	1 水防指令の伝達 2 水害被害の調査・報告
札内支所	3 情報連絡 4 応援要請
糠内分遣所	5 住民への情報伝達 6 その他水防活動に関する事

<救 援 部>

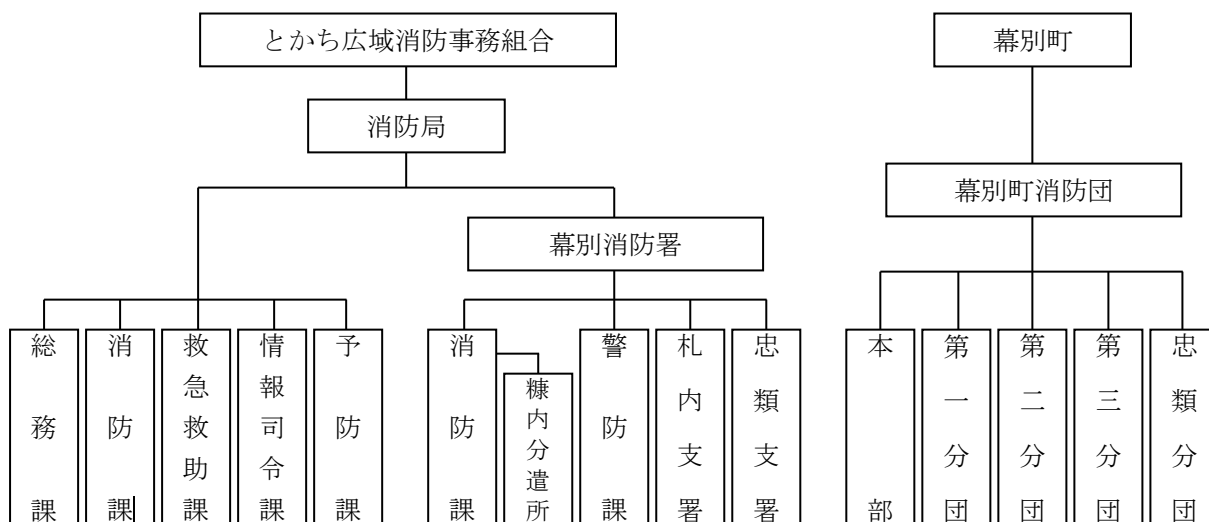
班 別	所 掌 事 務
庶務・情報班 (消防課)	1 災害状況の公表に関すること 2 防災機関との連絡調整及び要請に関すること 3 報道機関との連絡に関すること 4 水防に関する諸報告に関すること 5 水防活動用の警報の受理及び伝達に関すること 6 住民に対する災害情報等の広報に関すること 7 水防団との連絡調整に関すること
救助・救急班 (警防課)	1 救出・救助に関すること 2 救急に関すること 3 水防資材の調達・保有に関すること 4 水防訓練に関すること

<水 防 部>

班 別	所 掌 事 務
水 防 班 (幕別町消防団)	1 水防作業及び水防工法に関すること 2 水防用車両、機械及び器具の確保に関すること 3 水防隊に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 重要水防区域、水防危険区域の巡視、警戒 6 水害時の水防作業に関すること

3 消防機関の組織

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。



4 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域外にあっても、消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動にあたるものとする。

水防地区名	担当河川名	担当水防団名	地区担当指揮者	人員	連絡先
幕別市街地	猿別川	第1分団	第1分団長	34	0155-54-2434
明野・新川・相川	十勝川	〃	〃	34	0155-54-2434
猿別	猿別川	〃	〃	34	0155-54-2434
千住	十勝川	第2分団	第2分団長	43	0155-56-2419
札幌市街地	札幌川・途別川	〃	〃	43	0155-56-2419
途別・依田	途別川	〃	〃	43	0155-56-2419
糠内	糠内川・猿別川	第3分団	第3分団長	35	0155-57-2320
忠類	当縁川	忠類分団	忠類分団長	38	01558-8-2250

第2節 大規模氾濫減災協議会

1 大規模氾濫減災協議会

(1) 法第15条第9項の規定により、国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組みを総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

- ア 国土交通大臣
- イ 北海道知事
- ウ 当該河川の存する市町村の長
- エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- オ 当該河川の河川管理者
- カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
- キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

(2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

2 北海道大規模氾濫減災協議会

- (1) 法第15条第10項の規定により、北海道知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組みを総合的かつ一体的に推進するに必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
 - ア 北海道知事
 - イ 当該河川の存する市町村の長
 - ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - エ 当該河川の河川管理者
 - オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
 - カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者
- (2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。